

平成28年定例会

予算決算常任委員会健康福祉病院分科会

説明資料

《所管事項説明》

- 1 平成27年度 私債権の放棄について・・・・・・・・・・ 1 頁
- 2 債権処理計画（平成27年度実績・平成28年度目標）について・・・ 資料1
- 3 平成29年度当初予算編成に向けての基本的な考え方・・・・・・・・ 別途配付済

《議案補充説明》

1 【認定第5号】

平成27年度三重県一般会計歳入歳出決算

【認定第7号】

平成27年度地方独立行政法人三重県立総合医療センター
資金貸付特別会計歳入歳出決算

【認定第8号】

平成27年度三重県母子及び父子並びに寡婦福祉資金貸付事業
特別会計歳入歳出決算

【認定第9号】

平成27年度三重県立小児^{こども}心療センターあすなろ学園事業
特別会計歳入歳出決算

資料2

平成28年11月2日
健康福祉部

1 平成27年度 私債権の放棄について

「三重県債権の管理及び私債権の徴収に関する条例」(平成 26 年 4 月 1 日施行)に基づき、健康福祉部では、以下のとおり私債権を放棄いたしました。

これは、債権の消滅時効の期間が経過していることに加え、債務者の所在及び差し押さえることができる財産が共に不明であることから、同条例第 14 条第 2 項第 3 号の規定に基づき行ったものです。

債 権 名	調定件数 ※ (案件数)	金額 (円)	放棄の事由
母子父子寡婦福祉資金貸付金	68 (1)	1, 421, 293	条例第 14 条第 2 項第 3 号

※ 本件は、1 人の債務者に対する 68 件の債権について、私債権の放棄を行ったものです。

(参考)

「三重県債権の管理及び私債権の徴収に関する条例」 抜粋

第十四条 知事等は、私債権について、次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該私債権及びこれに係る損害賠償金等を放棄することができる。

- 一 第十一条の規定による措置を採った私債権について、当該措置を採った日から三年を経過した日以後においても、なお同条各号のいずれかに該当する事由があると認められるとき(消滅時効の期間が経過するまでに同条各号のいずれかに該当しなくなると見込まれる事由があるときを除く。)
- 二 債務者が死亡し、当該債務について限定承認があった場合において、その相続財産の価額が強制執行をした場合の費用並びに当該私債権に優先して弁済を受ける債権(法第二百四十条第四項第一号に掲げる債権を含む。)及び県以外の者の権利の金額の合計額を超えないと見込まれるとき。

2 知事等は、私債権のうち消滅時効の期間が経過したもの(債務者が援用をしていないものに限る。)について、次の各号のいずれかに掲げる事由があると認められるときは、当該私債権及びこれに係る損害賠償金等を放棄することができる。

- 一 債務者に差し押さえることができる財産がないとき。
- 二 強制執行をすることによって債務者の生活を著しく窮迫させるおそれがあるとき。
- 三 債務者の所在及び差し押さえることができる財産が共に不明であるとき。